# 山口県中小企業向け省エネ診断 Q&A

令和6年4月1日

山口県環境政策課、山口県地球温暖化防止活動推進センター

## Q1 省エネ診断を受けられるのは誰ですか?

県内に工場その他の事業場を有する中小企業者(下表参照)またはこれに準ずるものです。 〇中小企業基本法の中小企業の定義

0   1 正水至   1 正水 0 元 2		
業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000万円以下	100 人以下
④小売業	5,000万円以下	50 人以下

### Q2 中小企業者に準ずるものとは、どのようなものが対象となりますか?

中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解される以下のものが対象となります。 ※中小企業庁HP内 FAQ「中小企業の定義」より

医者(医療法人)

• 社会福祉法人

• 特定非営利活動法人

• 一般社団、財団法人

公益社団、財団法人

• 学校法人

• 農事組合法人

·有限責任事業組合(LLP)

#### Q3 医療法人等における中小企業の基準はありますか。

医療法人及び社会福祉法人については、サービス業と同様の基準とします。

#### Q4 個人事業主は、個人と中小企業者のどちらに該当しますか?

中小企業基本法に規定する資本金(出資金)又は従業員の基準を満たしている場合は、中小企業者に該当します。

### Q5 農家などは、中小企業者に該当しますか?

中小企業基本法に規定する資本金(出資金)又は従業員の基準を満たしている場合は 該当します。※中小企業庁 HP 内 FAQ「中小企業の定義」より

- 農家(個人)
- ・農家(農業法人 ※会社法の会社又は有限会社に限る)
- · 医者 (個人開業医)

Q6 本社が他県にあり、事業所が県内にある場合は対象となりますか。また、その場合の 申込みは本社、事業所のどちらが行いますか。

対象となります。また、本社、事業所のどちらが申し込んでも構いません。

Q7 同一所在地で別事業を実施している場合、会社ごとに申請したほうがいいですか。 例)同一敷地(事業所)内で「老人ホーム」+「デイサービス」を運営している。

電気代を一括りで見ている場合(電気メーターが分かれていない場合)は、同一事業所として1事業所として申し込んでください。

Q8 みなし大企業は対象となりますか。

会社単位で判断しますので、対象となる企業が中小企業に該当する場合は対象となります。

Q9 大企業であるが、支所・事業所単位でエネルギー使用量原油換算 1,500kl 以下になる場合、支所・事業所は対象となりますか。

当該省エネ診断は、あくまで中小企業の支援施策であるため、支所・事業所単位でエネルギー使用量原油換算 1,500kl 以下であっても、大企業の場合は対象外です。

Q10 年度内に複数回省エネ診断を受けることは可能ですか。

同一事業場の受診は、年度内では1回限りです。

※同一企業が自社の工場や支店等を同一年度に複数箇所受診することは可能

Q11 省エネ診断を受けるのに脱炭素セミナーを受ける必要がありますか。

必要ありません。

Q12 省エネ診断を行う省エネ専門家とはどのような方ですか。

技術士やエネルギー管理士、中小企業診断士などの省エネや経営に関する資格や経験を有する方です。

Q13 事前調査ではどのような書類が必要ですか。

事業所の設備規模や、エネルギーの使用状況等を確認できるものを御準備ください。 ただし、準備できる範囲で構いません。